

○富山市児童館条例施行規則

平成17年4月1日

富山市規則第86号

改正 平成17年9月30日富山市規則第287号

(趣旨)

第1条 この規則は、富山市児童館条例（平成17年富山市条例第143号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の手続)

第2条 富山市児童館（以下「児童館」という。）を利用しようとする者は、児童館利用簿（別記様式）に必要な事項を記入しなければならない。

(帳票)

第3条 児童館には管理・運営を記録する帳票を備えておかなければならない。

(細則)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の富山市児童館条例施行規則（昭和45年富山市規則第47号）、大沢野町児童館条例施行規則（平成14年大沢野町規則第9号）、大山町児童館管理規則（昭和49年大山町規則第10号）又は婦中町立児童館運営規程（昭和58年婦中町規程第3号）の規定に基づきなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年9月30日富山市規則第287号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

別記様式(第2条関係)

月 日 ()

てんき

がく ねん	と こ ろ	な ま え	き た じ か ん		か え る じ か ん	
			じ	ふ ん	じ	ふ ん

幼()小()中()大() 小計()